HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「貧困」の把握方法に関する一考案 ： 日中共同研究の成功のために
Author(s)	志賀, 永一; 甫尔加甫
Citation	農業経営研究, 19, 93-109
Issue Date	1993-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36492
Type	departmental bulletin paper
File Information	19_93-110.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

「貧困」の把握方法に関する一考案

－日中共同研究の成功のために－

志賀　永一・甫尓　加甫

1．問題の所在と課題
2．中国における農村発展施策と貧困の把握
　1）農村発展施策の変遷
　2）貧困の把握方法
3．日本における農政の目標と貧困研究の方法
　1）農政目標の変遷
　2）貧困研究の方法
4．「貧困」の把握方法
　－共同研究のための問題提起－

1．問題の所在と課題

「貧困」とは文字どおり貧乏で困っていることを意味する言葉である。われわれがここで貧困を問題にするのは、貧困の状態・実態を紹介あるいは論述しようとするものではなく、少なくとも貧困の状態にある原因を科学的に明らかにし、できればその状態からの改善・脱却の方策を検討するためである。

現在、われわれは科学研究費補助金（国際学術研究）により、「日中比較による農村の貧困状況からの脱却方策に関する共同調査研究」（七戸長生代表）を進めている。中国農村の貧困問題に対して、かつての日本の主要な農村問題が、やはり過剰人口下の貧しさからの開放であった経験をもとに、そこでの実態把握ならびに分析の手法を援用できるものと考えたからである。しかし、日本と中国との共同研究とは言っても、言葉の問題とともに経済体制の違いも存在しており、研究者相互でも貧困に対するイメージ、とらえ方が異なっている。既に第1年次の日本の農村実態調査を終えているが、日本の戦後開拓地の開拓当初の状況が現在の中国の貧困の

状況に類似しているとの調査所感をえている[1]。このように日本の経験が援用できると考えられるものの、後に考察するように「貧困」の概念は日中では異なっており、しかも日本においてはその概念が拡張されてきている。いかなる実態をとらえて、あるいはどのような指標をもって貧困と定義するのかも多様な状況にある。そこで、日本と中国における貧困の定義とその指標をそれぞれの置かれている状況を加味しながら整理し、貧困概念の段階的把握の必要性を指摘することにしたい。

2．中国における農村発展施策と貧困の把握

1）農村発展施策の変遷

1984年以降、中国政府は中国農村地域、特に山間僻地地域における貧困問題を取り上げ、その解決策として「扶貧政策」を実施している。これに応じて研究機関においても貧困問題の研究が積極的に取り組まれている。

現在、中国人口の約80％は農民によって占められ、農民はその所得を主に第１次産業で得ていることから、農業生産の安定化が直接に農家所得の安定化につながる関係にある。農業生産を安定させ、農家所得の向上をはかるということは中国農業の最重点の課題でもあり、貧困問題の解決をめざす諸施策は中国全土における農業の発展に極めて重要な影響を与えると考えられる。したがって、現段階における中国の貧困問題発生の背景、その解決施策を整理することは、中国の農業問題を整理することにつながると考えることができるのである。

中国における貧困問題を検討する場合、注意しなければならない点は中国農業には３つの調整期が存在したことである。これらの調整期は、いずれも農業生産が極端に落ち込むかあるいは限界に突き当たり、農業における基盤整備を要請すると同時に、農民の貧困が著しく表面化することを特徴としていたからである。そこでこれら調整期を検討する。

第１回の調整期は1960年から64年までである。これは59年から３年連続の自然災害の影響に加えて、人民公社の過度集中と大躍進政策の失敗が重なり、農業生産が落ち込み、農村部に大量の貧困地区が形成され、人民公社の権限の見直しと農村経済の調整を余儀なくされた時期である。農業生産を回復し農村の貧困を解消するために、調整政策の一環として劉少奇氏が提唱した「三自一包」の一つとして生産責任制を導入し（現在の個別農家の生産責任制に類似する）、農村市場の回復をはか

り農民の収入源を増加させる方法によって、農民生活の改善がめざされた。さらに、「農業基礎論」を打ち出して、他産業の発展を農業の発展と結合するため、農業に資金や物材の投下を増加させるとともに、貧困地区の人口を開発地域または辺境地域に移動させる政策がとられた。しかし、64年から生産責任制が批判され、貧困から脱出した大寨の経験が脚光を浴び、「農業は大寨に学ぶ」運動がはじまる。これは工業生産の後進性にともなう農業生産手段の欠如から、その対応としての集団のメリットが強調されたものであった。しかしながら、60年代の後半以降、農村に「五小工業」という小炭鉱、小鉄鋼業、小化学肥料、小セメント工場、小型発電と農業機械工場という農村の小型工業化が進展し、農業生産手段の供給体制が整ってくるのである。ところが、70年代前半から人口が急増し、従来の技術装備のもとでは資材や労働力の投下にもかかわらず、限界生産力が低下し、70年代後半に入ると相対的な投入財の価格高騰により、機械や肥料を投下しても増収がみられなくなる。そのため農村には再び貧困状況が発生し、農民の生産意欲が低下していくのである。

こうして新たな調整が要請され、1978年から84年にかけて第２回の調整が行われる。上述の調整要因に加えて文化革命も重なり、特に農村の貧困を解消するために農産物の価格引き上げと集団経済の見直しを図り、異なる方法ではあったが生産責任制の導入が検討されていた。しかし、この時中国の安徽省では大干ばつが起こり、200万haが被害に襲われ、400万人の食糧と飲み水が不足した。そこで秋の作付けを放棄していた土地に個人耕作を許可する形をとって、少数ではあるが生産請負制農家が発生した。これは中国中央政府の許可なしに実施されたが、個別作物の一戸請負制と自家飯米田の各戸分けという方法が採用されていた。この対応が安徽省で成功し拡大したため、山間僻地の農村の貧困の解消に悩んでいた中央政府のモデルとなり、1979年９月の「中央４中全会議」で、山間僻地でのみ一戸請負制を実施することが認められたのである。さらに、翌80年初めの安徽省の農業会議で、一戸請負制を社会主義生産責任制の一種と認定するとともに、同年９月、中央政府は「農業生産責任制の強化・整備に関する問題」の通報において、一戸請負制を全国の貧困状態にあるとみられる後進地区一般に拡大したのである。こうして一戸請負制は次第に中国全土に普及し、農業の調整というより農業の改革の様相を示すのである。その結果、84年まで農業生産は急成長を遂げるのである。

第３回の調整期は1985年からである。これは中国内外において食糧買い付け制度の改革として知られているが、具体的には次の２つの政策を有していた。第１は、農業の生産性向上のため、農業の基盤整備を実施し現代化を実現することである。

それを国または地方の財政投資で実施するために、農産物価格補助によって悪化していた財政を立て直すことである。第２は、貧困地区への重点投資と経済開発を国の「第７次５ヶ年計画」と「第８次５ヶ年計画」で実施することであった。

1986年に開催された「全国農村工作会議」と「全国農業工作会議」は、農村と農業の危機感を反映した会議となった。この会議は食糧増産と農家所得の安定を目標とし、87年の農村工作のポイントの一つとして、貧困地区の経済開発促進を大きく取り上げた。これと同時に中央政府の指導者は、現地入りして貧困地区の人口を他の地区へ移動させる方策まで検討している。これは60年の調整期の施策をそのまま再現するものといえよう。

２）貧困の把握方法

以上のように、中国の貧困問題は経済改革の要因でもあり、その産物でもあり、繰り返し調整されてきた古くて難解な問題である。しかし、現在の貧困問題はかつてのとらえ方と異なる側面がある。それは貧困問題を単なる経済問題として取りあげるだけでなく、それに対して具体的かつ内容が豊富な対応策をもって、農業の構造改善と技術改革までを射程にいれているところが注目される。

中国の貧困問題のとらえ方は各調整期によって多少異なる。これまでは、社会経済的・自然環境的というより、制度的・政治的なとらえ方が支配的であったと考えられる。これに対して貧困問題は社会経済的な把握に変化してきている。これは第２回目の調整期の終わり頃から顕著にみられる傾向となっている。このことは、現在中国政府が「扶持貧困地区発展」という明確な政策を掲げ、貧困地区の発展を支え、郷村の貧困問題をいち早く解消しようと数多く対応策を掲げていることに端的に示されるのである。

（１）貧困線の決定

「貧困線」はどの農村地区が貧困状態にあるのか、どう対応すればよいのかを把握するために設定されたものであり、これまでに３回提起され、それに応じて区分が変更されている[2)]。

既にみたように数々の貧困に対する調整策が行われてきたにもかかわらず、貧困線が設定されたのは1984年が最初のことである。これは中国「中共中央書記処農村政策研究室」により示された区分である。それによると農村人口の１人当り年平均純収入が200元以下であり、年間配給食糧が中国北方地区では１人当り150kg以下、

南は200kg以下の地区を貧困地区と定めている。この規定により全国で14の貧困ブロック（貧困県の集まり）が貧困地区と定められ、貧困人口は7,000万人におよぶことになった。

第２回目の貧困線の提起は、「国家統計局のサンプリング調査」によって、1985年に行われている。この区分も農村人口の１人当り年平均純収入を200元以下、北方地区の配給食糧を１人当り175kg以下、南は200kg以下として、貧困地区を定めている。この規定では北方地区の配給食糧の基準が変更されただけであるが、全国で18の貧困ブロックが貧困地区となり、貧困人口は約１億2,000万人に拡大している。

第３回目は、1986年に「国務院貧困地区経済開発指導グループ事務室」によって提案されている。ここで提案された貧困線が現在でも貧困地区の区分に用いられている。この貧困線の区分は県を対象に、何れも１人当り年平均純収入を基準にした三つの貧困線を定めている。それは、一つは一般貧困県で、年平均純収入を150元以下、次は少数民族自治県と半牧区県と「老革命根拠地」（昔の革命の拠点となった地域）を200元以下、最後はかつて中国革命に特に貢献した（例えば延安）「老革命根拠地」と内モンゴル、新疆、青海、チベット自治区の区県を300元以下と定めている。これによれば、台湾とチベットを除いて全国で、18のブロックが貧困地区となり、その人口は約１億人で、664県が貧困県に区分されている。この貧困県の分布を収入別にみたものが表１であり、ブロック別に見たものが表２である。

表１から低収入地区ほど現地の農業人口に占める比率が高いことが示され、低収入の状態は地域的な減少であることが読み取れる。表２からは664県の内434県が18の貧困ブロックを形成しており、残りの県は分散しているのであるが、貧困県は集中して広範囲におよぶことを見て取ることができる。この18の貧困ブロックの農地面積または人口等の状況を示したのが表３である。この表にはチベットのブロックの資料は入っていない。この664県を更にその貧困の程度や経済発展の支援の必要性において二つに分けられている。一つは直接中央政府の資金によって貧困の解消を行う県であり、これもまた国家特別利子補填投資による県と財政資金投資による県の二つに分かれ、総計302県である。もう一つは各省と自治区が中央政府または地方政府の資金による県である。

（２）貧困の類型

中国では貧困地区を一定の基準において類型化を行っている。それではこの18の貧困ブロックをどう類型しているかをみておこう。中国ではこの18の貧困ブロック

表１　　低収入階層別人口と県数

一人当り平均収入（元）	低収入人口数		県数
	人口（万人）	現地の農業人口に占める割合（％）	
１５０元以下	２１６５．６	５７．４９	９７
１５０から２００元以下	２４２１．７	４８．３１	１４６
２００元以上	５１９０．３	３９．２２	４２１
合　　計	９７７７．６		６６４

資料：　丁澤霽「中国貧困地区与貧困措施」Ｐ３より引用。

表２　１８貧困地区の各経済圏での分布（１９８６）

経済圏	貧困ブロック地区数	貧困地区ブロック名	関係する省と自治区	貧困県数（ブロック内）
東部	2	沂蒙山区	山東	9
		福建山区	福建、浙江、広東	２７
中部	7	努魯児虎山区	遼寧、内蒙古、河北	１０
		太行山区	山西、河北	２５
		呂梁山区	山西	２１
		秦巴山区	四川、陝西、湖北、河南	６８
		武陵山区	四川、湖南、湖北、貴州	４０
		大別山区	湖北、河南、安徽	２７
		江西山区	江西、湖南	３５
西部	9	定西乾燥地区	甘粛	２７
		西海固地区	寧夏	8
		陝北地区	陝西、甘粛	２７
		チベット地区		
		雲南東南山区	雲南	１９
		横断山区	雲南	１３
		九万大山地区	広西、貴州	１７
		烏蒙山区	四川、広西、貴州	３２
		広西西北山区	広西	２９
合計	１８			４３４

資料：「中国政府的主要反貧困政策」Ｐ３の表より作成。

表３　貧困山区の面積と農業資源

ブロック名	貧困県数			土地面積（万平方km）	耕地面積（万ｈａ）	貧困人口（万人）		
	ブロック内	ブロック外	合計			農業人口	低収入人口	一人平均１５０元以下
沂蒙山区	9	5	14	2．1	82．4	872．5	349．0	
福建山区	27	22	49	10．8	94．3	1868．0	863．8	39．2
努魯児虎山区	10	38	48	47．0	349．9	1313．0	138．2	73．6
太行山区	25	16	41	4．9	182．0	1075．0	453．6	
呂梁山区	21	3	24	3．9	70．3	270．0	66．6	58．3
秦巴山区	68	5	73	20．6	240．0	3148．7	1444．7	381．2
武陵山区	40	7	47	12．6	151．8	2006．0	415．9	77．1
大別山区	27	13	40	4．0	223．8	2607．0	1137．7	275．5
江西山区	35	24	59	11．8	149．4	2021．0	1044．2	
定西乾燥地区	27	13	40	11．7	203．6	1003．0	220．5	38．2
西海固地区	8		8	3．1	58．0	172．8	89．6	61．7
陝北地区	27	3	30	8．2	134．5	574．9	239．3	85．6
チベット地区								
雲南東南山区	19		19	3．7	46．1	434．4	243．6	137．3
横断山区	13		13	5．5	18．4	153．0	72．6	12．4
九万大山地区	17		17	4．3	22．9	350．7	172．9	53．0
烏蒙山区	32	4	36	9．3	119．0	1597．0	856．5	373．3
広西西北山区	29	12	41	10．9	90．2	1107．0	495．3	137．4

資料：「中国政府的主要反貧困政策」Ｐ２～３の表、丁澤霽「中国貧困地区与反貧困措施」Ｐ５の表より作成。

を大きく６つに類型区分している[3)]。そして、それを更に21の亜類型にまで類型化している。その類型基準は、当該地域の置かれている自然条件と地理的立地条件である。この６つの類型について、その自然立地など資源条件を表４に示した。以下の類型記述の参考にしていただきたい。

第一類型は黄土高原丘陵渓谷地域貧困型である。渓谷とはいっても水が極端に不足し飲み水を政府の援助に頼る、乾燥した丘陵山間僻地である。

第二類型は東西部接触地域貧困型である。この地域は東部の平原または丘陵地と西部の高原山地が接触しているところで、主に風が多く、土壌条件は農業に厳しい。

第三類型は西南喀斯特（カルスト）山区貧困型である。ここは溶岩や山が多く、平原が少ない地域である。

第四類型は東部丘陵山区貧困型である。この地域は「老革命根拠地」と呼ばれ、季節風が多く、降水量の年間あるいは季節間の変動が大きく、乾燥と水害そして冷害が頻繁に起こり、自然条件が農作物に大きな影響を与えている地域である。

第五類型は青海とチベット高原山間地区貧困型である。この地区は海抜4,000mと標高が高く、交通条件が悪く、農作物の成熟に適していない。

第六類型は蒙新乾燥地区貧困型である。この地区は乾燥していて、アルカリ土壌と大風、そして過放牧による砂漠化が進行している地区である。

以上が地域の特徴と自然条件によって類型したもので、それを地図に示したのが図１である。図で明らかなように貧困地区は東部、西部、北部と中部に分かれているが、北部を除けば他の地域は集中している。

こうした類型の他に、中国では次のような言い方で簡単に類型区分を行う論者もいる。つまり、「老少辺山」地区という区分である。ここに示される「老」というのは「老革命根拠地」地域、「少」というのは小数民族地域、「辺」というのは辺彊僻地地域、「山」山間地域である。そして、「山」は貧困地域の特徴を現し、「老少辺」は貧困地区の三つの類型であるといわれているが、行政上の使用には適さない。

３．日本における農政の目標と貧困研究の方法

１）農政目標の変遷

ここでは日本の農業政策、とりわけその目標の変遷を考察することによって、農

表4　中国貧困の類型とその資源条件

類型	低収入県数	海抜高度（m）平均	年平均気温（℃）	年平均降水量（mm）	積算温度（10℃以下）	平均乾燥度	土地面積（平方km）	耕地面積（万ム）	1986年総人口（万人）	農業人口（万人）	単位面積当りの人口数（人/平方km）	一人平均耕地面積
黄土高原丘陵渓谷地域貧困型	102	2000	8	450	3000	2.5	267236	6997	2363	2021	88	3.64
東西部接触地域貧困型	177	1800	22	1800	3500	2.0	444027	9616	7328	6674	165	1.44
西南カルスト山区貧困型	126	2000	15	1200	5000	0.8	336342	4451	3943	3642	117	1.22
東部丘陵山区貧困型	162	700	15	1000	5000	0.7	287682	8249	8176	7369	2842	1.12
青海チベット高原山間地区貧困型	96	4500	1	450	1500	1.2						
蒙新西部乾燥地区貧困型	78	2000	3	220	2500	6.0						

資料：汪三貴「貧困地区農業発展的資源約束」P3～4の一部を引用。

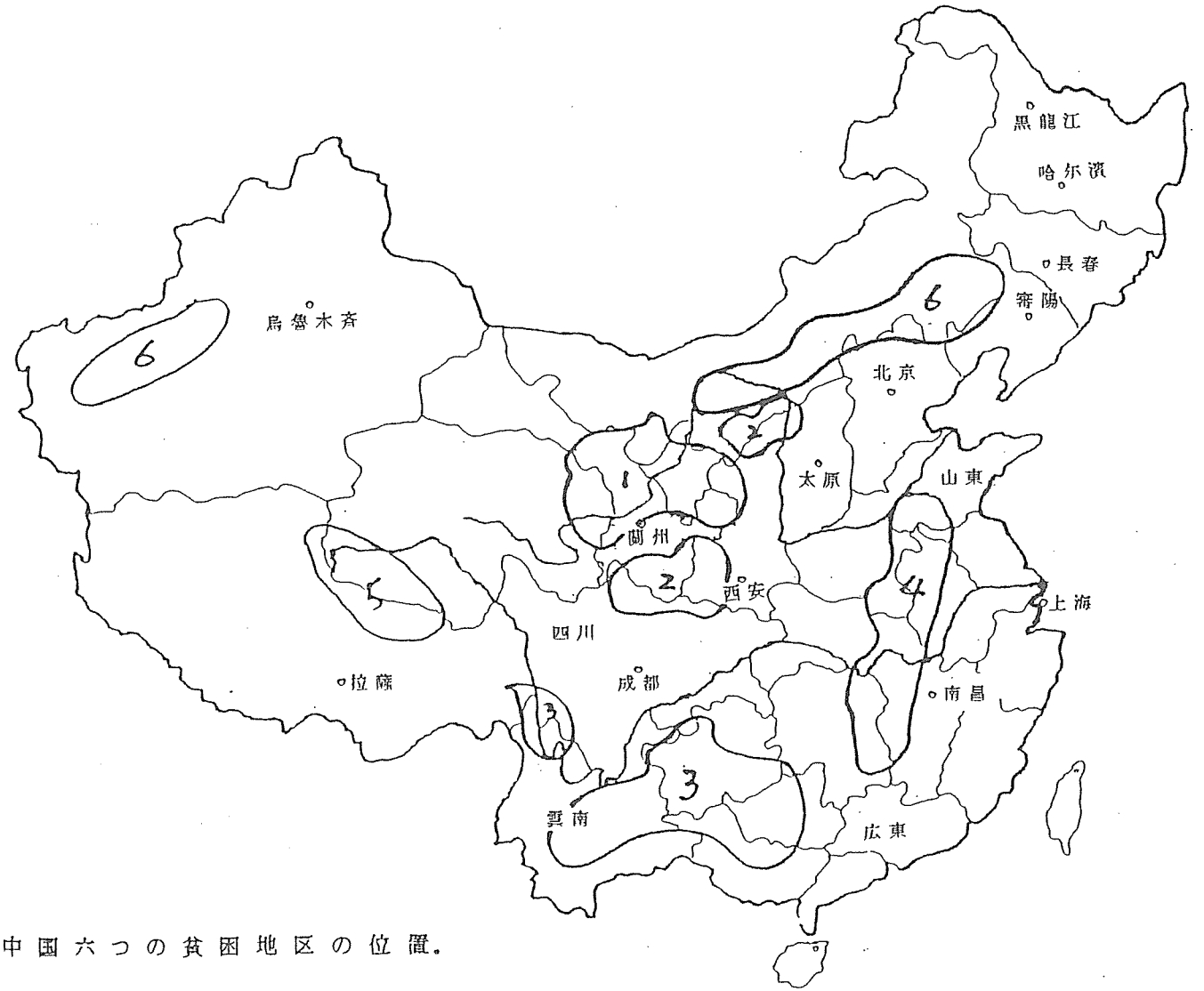

図１：中国六つの貧困地区の位置。

業・農村問題の変遷を明らかにし、農村における貧困状況を検討する視点を整理することにしたい。

日本において農家・農村経済の悪化の実態やその要因を科学的に研究するようになったのは、各種統計類が整備されて以降のことである[4]。周知のように「農家経済調査」は「第一次世界大戦後における小作争議の頻発を契機に、小作農が過半を占める農家の経済実態を計算的に把握する目的をもって」開始されたのである。そこにおいては「農政上の一大問題として議論の対象になったのは租税諸負担の軽減問題をはじめ、米輸入関税や米価調節あるいは中小農の零落下での地主・小作人の対立状況の深化」[5]という、社会関係が背景にあったのである。

後進資本主義国として展開した日本の場合、その蓄積過程の初期において農産物が重要な輸出品目であり、その後の工業化の展開においても低米価政策が採用されてきたのである。このため農業金融制度の整備により造田化や耕地整理を可能にするとともに、農会・産業組合の設立し、技術普及と商品化への対応を進めていくのである。しかし、資本蓄積の財源であった高額地租によって、農村地帯の経済状況は悲惨を極めていたのである[6]。特に、1929年の世界恐慌に端を発する昭和恐慌期には娘の「身売り」問題まで発生させたのである。このように戦前においては、貧困問題は資本主義の強蓄積の過程に加えた、地主・小作関係が農村・農民の貧困の原因となっており、自作農創設が政策上からも要請されていたのである。戦前においても一定の自作農創設が進展するものの、自作農体制の形成は農地改革まで持ち越されるのである。

第２次世界大戦の敗戦により農地改革が実施される。この時期には労働三法などとともに、農地法、農業協同組合法など戦前の地主制を一掃する農村民主化の法制度も整っていく時期であり、農業生産力の向上がみられる。しかし、食糧は絶対的に不足しており、低米価政策に加えた強制供出による対応が行われ、インフレの進展とも相まって農家経済は困窮を極め、設立したばかりの農業協同組合は経営危機に陥るのである。

敗戦の混乱を強制供出とともに土地改良事業などの食糧増産政策により乗り切り、朝鮮戦争による特需をきっかけに一転高度経済成長を成し遂げていく。しかし、経済成長とともに食糧増産政策は後退していくのである。しかも、急成長した他産業と農業との間には所得格差がみられ、構造政策を進めるための農業基本法が制定されるのである。基本法農政は農業機械化を背景に構造改革をはかり、自立経営の育成政策による他産業並みの所得確保が目標とされる。同時に、基本法農政は農産物

の輸入自由化を背景に、選択的拡大政策を進めるものであった。こうした政策の推進にもかかわらず、当初の目標であった自立経営の育成は達成されず、農家労働力が急速に流出するとともに、農業機械化の進展と相まって兼業化が進行するのである。その結果、農業所得と兼業所得を合わせた農家所得が他産業と均衡するにいたる。そして、若年労働力が流出したものの、農家戸数は大きく変化せず、農業構造の改革も進展しなかったのである。とはいえ、以上のような日本農業にみられる兼業化の状況は、都市近郊に立地している農村においてであり、中山間地域においては農家労働力や農業後継者の流出が大きく進み、過疎や高齢化が進展するという地域的な展開の差異を有していることに留意しなければならない。

オイル・ショックを契機に日本の高度成長はそのテンポを弱めるものの、世界でも類例をみない立ち直りをみせる。そこにおける輸出中心の産業構造は経常的な貿易黒字を発生させ、そのため農畜産物は一層の市場開放を要請され、価格低迷・引き下げ基調の中での構造変革を要請されているのである。こうして、近年は日本の労働時間の短縮の諸提言を背景にして、農政の目標として他産業並みの労働時間と生涯所得の確保が提起されるにいたっている。

以上、日本における農業政策の変遷を簡略にみてきたが、農業政策はそれ自体単独の論理で形成されてきたのではなく、産業政策の一環として取り組まれてきており、しかも日本の場合には農業政策は輸出を主軸とする産業構造の調整の役割を担ってきたといえよう。これは農業における貧困問題を検討する場合にあっても、農業独自の論理ではなく多産業との比較という視点が必要になることを示唆しよう。また、他産業からの要請だけでなく、他産業との比較を通じて生活の困窮、社会平均的な所得の確保、先進諸外国と比較した生活環境というように政策目標を拡張してきている。目標の充実は貧困のとらえ方自体にも変更を与えているのである。

2）貧困研究の方法

「貧困」の研究は生活の困窮状態、その発生要因の解明を課題とするが、なんらかの解決策を探るという実践的な課題を背景にもって取り組まれている。そこでは事例としての貧困過程の研究ではなく、産業構造という広がりと経済成長の段階に応じた貧困状況の把握方法が必要となっている。そこで、貧困の研究が何をめざして進められてきたのかを整理し、構造的把握の視点を提起している江口英一氏と篭山京氏の方法論を紹介することにしたい。

貧困の研究は、社会政策、社会福祉、社会保障などと関連して議論されている。

こうした分野に関連して貧困問題が取り上げられることに示されるように、貧困問題が社会問題として取り上げられるようになったのは資本主義の興隆にともなってである。それは、資本主義社会の生み出す諸問題の解決のために「社会政策」が取り上げられるようになったことが、19世紀末恐慌を背景にしていたことに端的に示されよう。また、1920年頃には資本主義の全般的危機下における国民一般の窮乏化への対応として「社会事業」が登場し、アメリカのニューディール政策時の1935年、「Social Security Act」の制定により「社会保障」が行われるようになり、貧困者ないしは低所得者に対する生活保障を公的かつ組織的に実施する公的扶助が行われてるようになったのである[7]。このように資本主義の勃興期やその体制的な危機の局面において、経済的弱者に対して各種の補足施策が講じられてきたのであり、それの対象となる施策は拡張してきたということができる。

こうした経済的弱者に対する補足施策の拡張に応じて、貧困研究においても貧困概念は次第に広義になってきている。貧困の状態をどのような具体的指標によって把握するかという、その概念設定をめぐって議論がみられるが、おおきくは「絶対的生活水準論」から「社会的慣行的生活水準論」へと概念が移行してきたと考えることができる。いずれの把握においても最低生活費を算出するのであるが、絶対的生活水準論は仕事を継続するための最低経費の算出が衣食住にかかわるものであり、この議論の究極が生活の困窮を人間の精神的肉体的異徴に求める方法であり、具体的には基礎代謝量、作業時代謝量で把握する方法もある。これに対して、社会的慣行的生活水準論は生活水準の向上にともなって貧困概念を変化させて把握しようとするものである。最低生活費の範囲をいかに具体的にとらえるかによって、貧困の水準が変化してくるという問題を含んでいる。

こうした貧困概念の採用は、先に述べた社会保障における公的扶助を受ける場合に使用され、受給の際に行われる means test（資力調査）などがその具体的手段である。日本においても低消費水準世帯を設定し、生活保護等を行う方法がとられているが、この低消費水準世帯の設定は最低生活費の概念を用いた方法と考えることができる。

このように貧困の状態を把握する方法は、最低生活費を広義にとらえようとする傾向にあるものの多様であり、公的扶助を与える基準として用いられている傾向にある。しかしながら、貧困状況からの脱却という課題に取り組む場合には、貧困の基準を考えるとともに、貧困に陥っている要因を明らかにすることが必要となる。上記の貧困概念の検討を通して、貧困の要因分析の方法を示しているのが江口英一

氏[8]と篭山京氏[9]である。

江口氏は、貧困を低所得階層として把握している。単なる低所得世帯ではなく、「『層』を形成し、さらに特徴ある経路をとりながら社会的に自己を再生産している」（上、P5）という、固定化された存在としてとらえるのである。すなわち、層としての把握は偶発的な貧困状態ではない必然性の根拠を示すものであり、「急に何かのきっかけでおちいった状態でなく、ジグザグコースの長い生活遍歴の中で、長期に固定されている状態」（上、P17）を問題にするのである。さらに、ここでいう「特徴ある経路」とは、特殊な労働市場と生活構造によって規定されたものとしてとらえられ、所得（根本的ファクター）、住宅、教育、家族を重要なファクターとする。ここでの所得は労働の対価であるため、労働者としての就業の状態に重点がおかれ、近代社会における各種権利を事実上剥奪されている状態（これを氏はDeprivation、広い意味での貧困と述べている）にある「不安定就業層」に注目するのである。

篭山氏も江口氏同様に貧困状態に陥る要因を重視し、職業→労働生活（労働力消費・労働力再生産→消費生活）→市場という生活構造による把握を提起し、職業階層に応じた生活構造の特質を検討している。そこでの職業階層は職業、職種、産業分類に応じて措定され、生活歴や資産の保有状況、世帯員の状況の実態調査が重視される。こうした方法から明らかなように篭山氏も、長期的に固定化された生活の状況（貧困の状況）を把握しようとしているのである。さらに、氏は貧困階層への転落原因を、病気・死亡などの内的原因（個人的原因）と失業・農地改革などの外的原因（社会的原因）に区分しているが、これら原因の発生が直ちに貧困への転落の原因とならないと指摘している。それは、これら原因の発生、例えば経済の悪化に対しては貯蓄で対応することも可能であり、怪我に対しても貯蓄や他の家族員で対応することも可能であるからである。こうして貧困状況の把握には、①貯蓄・資産、②家族の稼働力、③家族の仕送援助、④労働条件の保障、⑤社会保障制度、⑥国勢調査・住民登録の実態、などを世帯の生活歴として調査する方法を提起するのである。

４．「貧困」の把握方法

－共同研究のための問題提起－

以上、中国の農村貧困問題発現の変遷、貧困の規定および類型を検討し、それとの対比において日本の状況を考察してきた。両国においては、経済体制の違いは存在するものの、それぞれの経済体制における政策の変更時に、その要因となりあるいは結果として農村の貧困問題が現れてきたといえよう。その限りでは、貧困問題は経済体制にかかわらず共通して把握することができると考えることができよう。

そこで、共同研究を進めていく上においては次の２点を整理しておく必要があろう。その第１は貧困問題を把握する視点である。一国の経済政策が農業における貧困問題と深くかかわっていることから、経済政策における農業の位置づけを動態的に把握する観点が必要であろう。また、貧困状態は一時的、偶発的要因によってもたらされるのではなく、固定的に再生産されるのであり、構造的な把握が必要となるのである。

第２は貧困状況の要因を把握する具体的方法である。現在の中国における貧困地区の規定は、配給食糧の量から１人当たり純収入に変更されたとはいえ、経済支援を行うための地域区分という観点から行われている。この地域区分は自然条件と極めて強い関係をもち、しかもこの条件不利地の多くは少数民族が生活しているため、少数民族問題とも関係をもってとらえられている。このため貧困の要因が多岐にわたり、政治的な要因が入り込んでいると考えられる。中国農村は農民によって占められ、その収入が第１次産業からもたらされていることを考えるならば、日本における産業分類の視点はとりあえず考慮の外におくことができよう。そこでは農家がが収入をえるための農業生産の各種要素の保有状況、農家労働力の就業先や職種を明らかにし、その農家収入の安定の程度やそれでカバーできる生活の範囲を検討する方法によって、貧困の要因をとらえることができると考えられる。これは生活の水準を検討するとともに、その再生産を阻害する要因を生活歴を調査することによって調査可能であると考えられる。この意味では、篭山氏の方法に依拠した生活の再生産構造を分析する方法が有益であると考えられる。そして、その生活歴調査においては、貧困をもたらす要因を①自然立地条件（災害の頻度）、②生活生存条件（衣食住の充足度）、③生活発展条件（教育・医療）、④生活環境条件（生活条件の充実）というように、段階的に把握することが必要になろう。

（注）

1）七戸長生代表『日中比較による農村の貧困状況からの脱却方策に関する共同調査報告』平成４年度科学研究費補助金（国際学術研究）研究成果報告書、1993.3、参照。

2）貧困線の整理については、丁澤霽「中国貧困地区及反貧困措置」参照。

3）類型に関しては、丁「同上論文」参照。

4）当然のことながら、貧困問題は資本主義以前においてもみられることであって、日本においても奈良時代には、重病や身寄りのないさらには捨て子同様の不幸な人たちを救済するために、国家によって悲田院等の施設があったことが知られている。網野善彦『日本の歴史をよみなおす』筑摩書房、1991.1、第３章参照。

また、吉田久一『改訂版日本貧困史』吉田久一著作集２、川島書店、1993.1、猪俣津南雄「窮乏の農村」農文協、昭和前期農政経済名著集１、1978.10、参照。

5）農林省統計情報部・農林統計研究会編『農家経済調査史』農業経済累年統計第３巻、農林統計協会、1975.2、P3、P79参照。

6）以下、日本農業の展開に関しては、暉峻衆三編『日本農業史－資本主義の展開と農業問題－』有斐閣選書、1981.11、農林水産省「新しい食料・農業・農村政策の方向」1992.6、暉峻淑子『豊かさとは何か』岩波新書、1989.9、参照。

7）1873年にはドイツ社会政策学会が設立されている。「社会政策」大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』第３版、岩波書店、1992.3、P637、また「社会保障」P647、「社会事業」P627、も参照。

8）江口英一『現代の「低所得層」』未来社、上、1979.6、中、1980.1、下、1980.10、参照。

9）篭山京『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会、1976.3、参照。